

正 誤 表

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定 （「総合口座取引規定」冊子分）

<正>	<誤>
<p>12.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、第1.4条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1.4条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>12.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、第1.3条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1.3条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>
<p>13.（取引の制限等） (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローndリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローndリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>(追加)</p>
<p>14.（解約等） (1) この預金を解約する場合には、通帳（カードを発行している場合はカードとも）および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第1.1条第1項に違反した場合 ③ この預金がマネー・ローndリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合 (3)～(5) (略)</p>	<p>13.（解約等） (1) この預金を解約する場合には、通帳（カードを発行している場合はカードとも）および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第1.1条第1項に違反した場合 (追加) ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合 (3)～(5) (略)</p>
<p>15.（通知等） (略)</p>	<p>14.（通知等） (略)</p>
<p>16.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (略)</p>	<p>15.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (略)</p>

※ 下線部分 変更箇所

正 誤 表

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定 （「納税準備預金規定・通知預金規定及び共通規定」冊子分）

<正>	<誤>
<p>9.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>9.（反社会的勢力との取引拒絶） この預金口座は、第10条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>
<p>10.（取引の制限等） <u>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローndリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローndリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p>	<p>(追加)</p>
<p>11.（解約等） (1) この預金を解約する場合には、通帳（カードを発行している場合はカードとも）および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が巻末の「共通規定」第3条第1項に違反した場合 ③ <u>この預金がマネー・ローndリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合 (3) ～ (5) (略)</p>	<p>10.（解約等） (1) この預金を解約する場合には、通帳（カードを発行している場合はカードとも）および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が巻末の「共通規定」第4条第1項に違反した場合 (追加) ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合 (3) ～ (5) (略)</p>
<p>12.（通知等） (略)</p>	<p>11.（通知等） (略)</p>

※ 下線部分 変更箇所

(2019.06版)